

岐 阜 県 公 報

第 二 千 四 百 四 十 四 号
平 成 二 十 五 年 五 月 十 四 日

(火 曜 日)

目 次

公 示

安八郡広域連合の規約の変更許可
平成二十五年製菓衛生師試験の実施
公共測量の終了

(市町村課) 三三二^{ページ}
(生活衛生課) 三三一
(用地課) 三三三

公 示

安八郡広域連合の規約の変更許可

安八郡広域連合長から申請のあった安八郡広域連合の規約の変更については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第一項の規定により平成二十五年四月一日付けで許可したので、同条第五項の規定によりその旨を公表する。

平成二十五年五月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

平成二十五年製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第四条第一項の規定により、次のとおり製菓衛生師試験を実施します。

平成二十五年五月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験日時

平成二十五年九月十三日（金） 午後二時から

二 試験場所

岐阜市鶴舞町二丁目六番地七
ワークプラザ岐阜

岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県庁 大会議室

三 試験科目

<p>1 衛生法規</p> <p>2 公衆衛生学</p> <p>3 食品学</p> <p>4 食品衛生学</p> <p>5 栄養学</p> <p>6 製菓理論及び実技</p> <p>四 受験資格</p> <p>次のいずれかに該当する者</p> <p>1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者であつて、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>2 学校教育法第五十七条に規定する者であつて、一年以上菓子製造業に従事したものの</p> <p>3 製菓衛生師法の施行の際（昭和四十一年十二月二十六日）現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第五十七条に規定する者を除く。）であつて、菓子製造業に従事した期間が、法律の施行の日において三年を超えているもの又は法律の施行の日後三年を超えるに至つたもの</p> <p>五 受験手続</p> <p>1 願書等配布期間 平成二十五年六月十四日（金）から七月十二日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後五時まで</p> <p>2 願書受付期間 平成二十五年七月八日（月）から七月十二日（金）までの午前九時から午後五時まで</p> <p>3 配布及び受付場所 県立保健所（保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ。）、岐阜市保健所及び岐阜県健康福祉部生活衛生課 なお、郵送により受験願書等を提出する場合は、書留又は簡易書留とし、「製菓衛生師試験願書在中」と朱書きして、岐阜県健康福祉部生活衛生課（千五〇〇八</p>	<p>五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号）に送付してください。</p> <p>4 提出書類</p> <p>(一) 受験願書 一通</p> <p>(二) 履歴書 一通</p> <p>(三) 学校教育法第五十七条に規定する者であることを証明する書類（四の3に該当する者は除く。） 一通</p> <p>(四) 厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し（原本も持参すること。）若しくは卒業証明書又は菓子製造業従事証明書 一通</p> <p>(五) 写真（出願前六か月以内に、正面から撮影した縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもので脱帽、上半身、無背景のもの。裏面に撮影年月日及び氏名を記載すること。） 一枚</p> <p>(六) 菓子製造（一級又は二級）に係る技能検定合格証書の写し（製菓衛生師試験基準（平成十二年厚生省告示第二百七十号）により、試験の一部について免除を受けようとする場合に限る。原本も持参すること。） 一通</p> <p>六 受験手数料 九千四百円に相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付け、納付してください（消印しないこと。）。</p> <p>七 合格発表 平成二十五年十月十一日（金）午前十時 県庁、県立保健所及び岐阜市保健所の掲示板に掲示するほか、合格者には合格証書を送付します。 また、同日、岐阜県ホームページにも合格者の受験番号を掲載します。</p> <p>八 試験結果の提供 製菓衛生師試験結果については、次のとおり受験者に提供します。</p> <p>1 提供する試験結果 製菓衛生師試験の総合得点及び科目別得点</p> <p>2 提供期間 合格発表の日から一か月間</p> <p>3 提供する場所 個人情報総合窓口（県庁二階。電話〇五八 二七二 一一一一 内線二二九六）及び県立保健所特別窓口</p>
---	--

4 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

九 その他

1 受験手数料は、申込みを取り消した場合でも返還できません。

2 詳細については、県立保健所、岐阜市保健所又は岐阜県健康福祉部生活衛生課（電話〇五八 二七二 一一一一 内線二五六七）に問い合わせてください。

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により垂井町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

垂井町

二 作業種類

公共測量（公共基準点のパラメータ補正）

三 作業期間

平成二十五年三月十日から

同 二十五年三月二十九日まで

四 作業地域

不破郡垂井町

平成二十五年五月十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社